

第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

1 地域生活移行についての成果目標に対する進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

<成果目標と進捗状況>

	目標値	進捗状況(H27実績)
成果目標①	平成29年度末までの地域生活移行者数1,117人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、①第3期計画未達成分(734人)+②平成25年度末未達成数を除く平成25年度施設入所者数の12%(383人)=1,117人	28人 ※詳細はアのとおり
成果目標②	平成29年度末までの施設入所者削減数を158人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成25年度末現在の施設入所者数(3,962人)の4%=158人	81人 ※詳細はイのとおり

ア 平成27年度における地域生活移行者の詳細

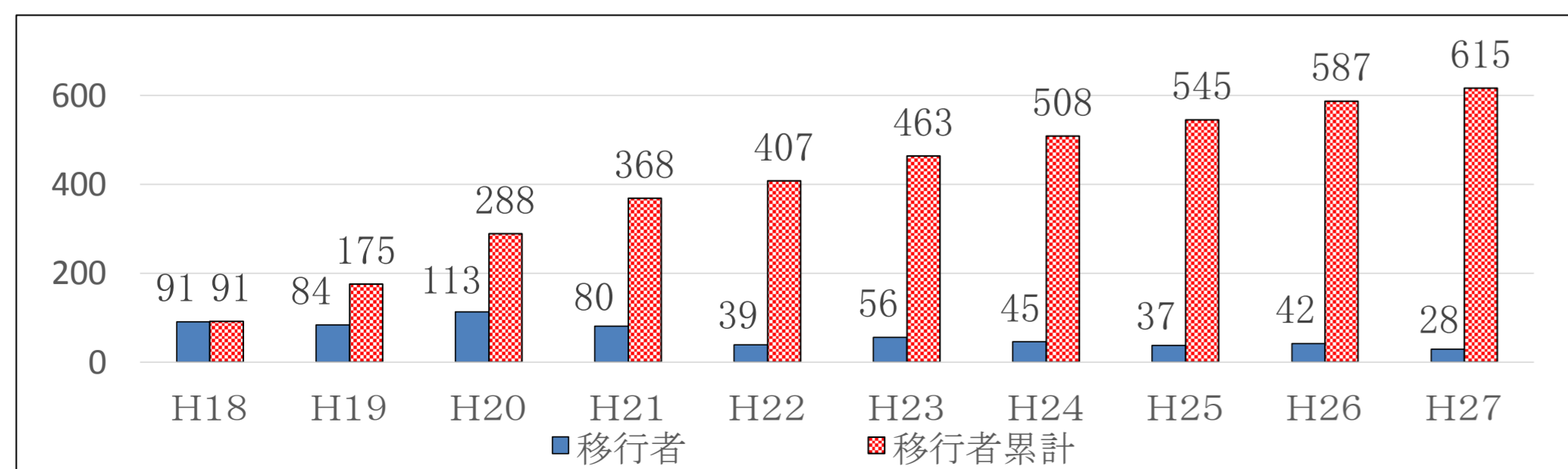
第4期(H27)	人数	地域移行①					地域生活移行者合計	他施設(障害)②	他施設(高齢)③	入院④	死亡⑤	退所者合計(①~⑤計)
		自宅	アパート	GH	福祉ホーム	その他						
	2	0	26	0	0	28	8	18	27	64	145	
	割合	1.4%	0%	17.9%	0%	19.3%	5.5%	12.4%	18.6%	44.1%	100%	

平均年齢(歳)	50.0歳		46.2歳		
平均入所期間(年)	4.6年		12.7年		
障害支援区分5.6の割合	50.0%		46.2%		

(参考1) 第1期計画から第3期計画までの実績

第1期(H18~H20)	人数	地域移行①					地域生活移行者合計	他施設(障害)②	他施設(高齢)③	入院④	死亡⑤	退所者合計(①~⑤計)
		自宅	アパート	GH・CH	福祉ホーム	その他						
	75	10	186	14	3	288	112	52	82	161	695	
	割合	10.8%	1.4%	26.8%	2.0%	41.4%	16.1%	7.5%	11.8%	23.2%	100%	
第2期(H21~H23)	人数	50	6	94	21	4	175	63	69	62	183	552
	割合	9.1%	1.1%	17.0%	3.8%	0.7%	31.7%	11.4%	12.5%	11.2%	33.2%	100%
第3期(H24~H26)	人数	20	3	96	4	1	124	40	55	102	170	491
	割合	4.1%	0.6%	19.6%	0.8%	0.2%	25.3%	8.1%	11.2%	20.8%	34.6%	100%
合計	人数	145	19	376	39	8	587	215	176	246	514	1,738
	割合	8.3%	1.1%	21.6%	2.2%	0.5%	33.8%	12.4%	10.1%	14.2%	29.6%	100%

(参考2) 地域生活移行者数の推移



イ 施設入所者削減数の詳細

施設入所者削減数(①-②)	施設入所者数	
	H25年度末現在①	H27年度末現在②
81人	3,962人	3,881人

(参考3) 平成27年度末現在の施設入所者の状況

施設入所者数(県内69箇所)	平均年齢	障害支援区分別の内訳(割合)					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3,881人	51.8歳	3人(0.1%)	32人(0.8%)	172人(4.4%)	600人(15.5%)	1,095人(28.2%)	1,979人(51.0%)

<現状と課題>

○福祉施設から地域生活へ移行する人は、平成20年度をピークに減少傾向にある。

○減少傾向の理由としては、第3期までの障害福祉計画を通じて地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な方は、既に移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、**高齢化・障害の重度化が進んだ方が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高いことが推測される。**

→以上を踏まえ、今後は、高齢化・障害の重度化が進んだ方であっても、地域での継続した生活が可能となるように、特にグループホームや短期入所(ショートステイ)の量的拡充・受入体制の強化、及び地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が必要と考えられる。

<今後の取組方針>

○グループホーム新設に係る整備費の助成や愛知県独自の建築基準法緩和策等のグループホーム整備促進支援により、地域における住まいの場を確保していく。

○「障害者福祉減税基金」を利用した民間法人による重症心身障害者施設等を拠点として、短期入所や日中支援サービスを行い、**在宅支援の充実**を図る。

○福祉的短期入所事業所における医療的ケアが必要な方の受入体制の強化に対して助成を行うことにより、重症心身障害児・者の地域生活の支援をしていく。

○市町村自立支援協議会等を活用した相談支援体制のシステムづくりを進めるとともに、県は相談支援に関するアドバイザーを活用して、広域的・専門的な事例に対応することなどにより、地域における相談支援体制の充実を図る。